

平成24年度において都道府県により指示が行われた事件（公表されたもの）

指示日	都道府県名	事件概要	件数
24. 4. 3	東京都	<p>① 衣料品3商品について、例えば、平成19年5月から平成24年1月までの間、「寝ている間を利用して『太もも』『ふくらはぎ』『ヒップ』『おなか』をシェイプアップ!!」等と表示</p> <p>② 健康食品等5商品について、例えば、平成17年12月から平成24年2月までの間、「ウエストからぎゅーっ、メリハリボディ!?!」、「さらに体臭・口臭まですっきり爽やか!?!」等と表示</p> <p>③ 美容ジェル等9商品について、例えば、平成23年1月から平成24年3月までの間、「検証 男性のバストでもこの結果!!」、「『脂肪』に働きかけるため、男性でも十分目視できるほどの結果となりました。」と表示</p> <p>④ 健康食品等4商品について、例えば、平成22年7月から平成24年3月までの間、「何をしても身長が伸びない方の最終手段!」、「一度止まった身長が強制的に成長期に突入します。」と表示</p> <p>していたが、実際には、メーカーから入手した営業用カタログや販促資料を基に作成するなどしたものであった。</p> <p>【第4条第1項第1号】</p>	4件
24. 7. 9	静岡県	<p>自己が経営するレストランにおいて提供する「和牛サーロインステーキ」と称する料理について、メニュー、店頭看板等において、「黒毛和牛サーロインステーキセット」、サーロインステーキの写真にかぶせる形で「5/31 国産黒毛和牛新入荷!」、サーロインステーキの説明として「柔らかい黒毛和牛の極上霜降り肉です!」等と記載することにより、あたかも、サーロインステーキの原材料に和牛が用いられているかのように表示していたが、実際には、和牛ではなく国産牛（交雑種）が用いられているものであった。</p> <p>【第4条第1項第1号】</p>	1件
24. 9. 4	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県	<p>自社が供給する美容機器や専用ジェル、ダイエット食品について、自社が運営するインターネット通信販売サイトにおいて、例えば、</p> <p>① 少なくとも平成22年5月から平成24年2月までの間、「新陳代謝が活発になる」、「皮下脂肪に働きかけます。」等と、著しい痩身効果があるかのように表示していたが、実際には当該表示どおりの痩身効果がもたらされるものであるとまでは認められないものであった。</p> <p>② 「980円（税込）約96%OFF! 通常価格25,000円（税込）」、「なんと今なら96%OFF 専用スリミングジェルとのセットをお申し込みでポニック本体が980円（税込）この値段なら私でも始められる」等と、著しく安い価格で購入できるかのように表示していたが、実際は、本体機器を当該価格で購入できるものではなく、定期コースに加入し、一定期間継続してジェルを購入するか、一定本数のジェルをセットで購入しなければならないものであった。</p> <p>【第4条第1項第1号及び第2号】</p>	5件
24. 10. 12	栃木県	<p>自己が供給する脱毛に係る役務について、少なくとも平成24年4月から同年7月までの間、栃木県内で掲載した新聞広告等において、例えば、「両ワキ脱毛12回完了コース 通常価格3,000円→750円（税込）」等と表示していたが、実際には、</p>	1件

指示日	都道府県名	事件概要	件数
		<p>比較対照価格として記載された「通常価格」と称する価格は最近相当期間にわたって販売されていた実績のない価格であった。</p> <p>また、「全身脱毛Lパッケージ」と称する脱毛に係る役務について、「キャンペーン特別価格」と記載の上、「有効期限」又は「期間期限」を併記していたが、実際には、期限のみを延伸し、「キャンペーン特別価格」と称する価格は定常化しており、「キャンペーン価格」としての実態のない価格であった。</p> <p>【第4条第1項第2号】</p>	
24.10.12	栃木県	<p>自社が「らっきょう甘酢漬け」を原材料に製造した農産物漬物を供給するに当たり、少なくとも平成23年4月から平成24年8月までの間、原料原産地を「国産」と表示していたが、実際は中華人民共和国産の「らっきょう甘酢漬け」を使用していた。</p> <p>また、らっきょうの原料原産地について、「国産」又は「国産野菜」であることを強調する表示をしていたが、実際には中華人民共和国産のらっきょうを使用していた。</p> <p>【第4条第1項第1号】</p>	1件
24.11.8	和歌山県	<p>自社の運営する食品スーパーにおいて、「黒毛和牛」と表示して一般消費者に販売していた商品は、実際には黒毛和牛商品に交雑種を混入しているものであった。</p> <p>【第4条第1項第1号】</p>	1件
24.11.27	埼玉県	<p>開運プレスレッド（以下「本件商品」という。）を供給するに当たり、雑誌広告やホームページにおいて、</p> <p>① 本件商品の販売価格を「限定10個・通常価格10万円」特別価格¥15,000」と10個に限り10万円の商品を1万5千円で購入できるかのように表示又は「通常価格10万円を15,000円」と10万円の商品を1万5千円で購入できるかのように表示していたが、実際には、本件商品を10個に限って当該価格で販売していたことはなかった。また、実際の価格は、お布施やお礼代金と称する1万5千円と商品代金8万5千円を合わせた合計10万円であった。</p> <p>② 本件商品に使用されている「月華珠」と称する石について、「月華珠とはアパラチアにしかなく、そこは太陽、海、大地が全ての力がバランス良く均衡している神聖な場所で、長い年月を掛けて神聖な力を溜めて出来ているのが月華珠になります。当然、採掘の制限も定められており、特定の機関しか採掘出来ない貴重な石です。」などと表示をしていたが、実際には、当該石は、インターネットで仕入れたブラジル連邦共和国産の「ゴールドテル」という鉱石であった。</p> <p>【第4条第1項第1号及び第2号】</p>	2件
24.12.26	静岡県	<p>自社が経営する宿泊施設で提供する「アワビ」及び「あわび陶板焼き」等と称する料理について、自社ホームページ、旅行情報サイト及び旅行情報者のチラシにおいて、例えば、「鮑・伊勢海老付き♪舟盛り御膳」、「鮑陶板焼き」、「あわび貝皿等を織り交ぜて（略）」、「貝皿には鮑・さざえなどを織り交ぜて（略）」と記載することにより、あたかも、当該料理の原材料にあわびが用いられているかのように表示していたが、実際には、あわびではなくロコ貝が用いられているものであった。</p> <p>【第4条第1項第1号】</p>	1件
25.2.6	京都府	<p>自己が供給する「はまぐり」及び「うなぎ蒲焼」について、「はまぐり」にあつては、平成24年11月13日から同年12月13日までの間に、原産国が「中華人民共和国」であるにもかかわらず、「三重県産」と表示し、「うなぎ蒲焼」にあつては、平成2</p>	1件

指示日	都道府県名	事件概要	件数
		4年6月1日から同年12月3日までの間に、原産国が「中華人民共和国」であるにもかかわらず、「鹿児島県産」又は「宮崎県産」と表示して販売していた。 【第4条第1項第1号】	
25. 2. 14	福岡県	自己が供給するはちみつについて、原料の国産はちみつに約2割の中華人民共和国産はちみつを混入した商品を製造し、産地を「国産」又は「国内産」と表示して販売していた。 また、産地を指定せずに購入した国産はちみつを原料として製造した製品に、根拠もなく「熊本」及び「福岡」と表示して販売していた。 【第4条第1項第1号】	1件
25. 3. 18	東京都	エステを提供するに当たり、少なくとも平成24年11月から平成25年1月までの間、チラシ広告及び自社ウェブサイトにおいて、 ① 「細胞レベルでの若返りをめざす」、「素肌の活性力アップ」等と様々な表現を重ね、著しい美容効果が得られるかのように表示していたが、実際には、表示された効果があるとまでは認められないものであった。 ② 「特別お試し価格3,980円(税込)」、「11月末日まで」、「各サロン先着30名様」等と記載し、3,980円という価格が表示された期限までに申し込んだ各サロン先着30名に限って適用されるかのように表示していたが、実際には、当該価格は表示された期限を過ぎても、期限を変えて記載し、継続して適用されている価格であった。 【第4条第1項第1号及び第2号】	1件
25. 3. 26	北海道	紳士服、婦人服、寝具(ふとん類)の販売に当たり、店内の陳列商品近傍に設置したPOPや新聞折り込みチラシに、販売価格とそれよりも高い他の価格を併記する価格表示を行う際、本店において、一部商品について、「⊗(メーカー希望価格)」として表示していた価格は、実際にはメーカーが設定し公表した価格ではない価格を用いていたものであり、また、「☺(当店旧価格)」として表示していた価格は、実際には当該店舗で販売した実績のない価格又は最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を比較対照価格に用いていたものであった。 【第4条第1項第2号】	1件

(参考1)

都道府県による指示件数の推移

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
北海道	1	2	3	1	7
青森					0
岩手					0
宮城					0
秋田					0
山形					0
福島					0
茨城		1	1	2	4
栃木	1	6	1	2	10
群馬					0
埼玉			4	9	13
千葉	1	1		1	3
東京	12	12	3	6	33
神奈川			2	1	3
新潟		3			3
富山					0
石川					0
福井					0
山梨					0
長野					0
岐阜	1	1			2
静岡	1	1	1	3	6
愛知			1		1
三重					0
滋賀					0
京都	1		1	1	3
大阪		1			1
兵庫	2				2
奈良					0
和歌山		2		1	3
鳥取					0
島根		2			2
岡山					0
広島					0
山口					0
徳島	1	1			2
香川					0
愛媛	1		1		2
高知	2				2
福岡		1		1	2
佐賀		1			1
長崎					0
熊本	2				2
大分			3		3
宮崎			1		1
鹿児島					0
沖縄		1			1
合計	26	36	22	28	112

(参考2)

平成25年度（平成25年6月30日現在）に措置命令を行った事件

No	事件名	事件概要	違反法条
1	株式会社スーパーレッズに対する件 (25.4.5)	<p>株式会社スーパーレッズは、中古自動車を供給するに当たり、「Goo北関東版」と称する中古自動車情報誌の「11.08.28」号に掲載していた中古自動車のうち2台及び「11.09.11」号に掲載していた中古自動車のうち1台について、同誌に「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示していた。</p> <p>実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
2	有限会社レッズ宇都宮に対する件 (25.4.5)	<p>有限会社レッズ宇都宮は、中古自動車を供給するに当たり、「Goo北関東版」と称する中古自動車情報誌の「11.08.28」号に掲載していた中古自動車のうち3台及び「11.09.11」号に掲載していた中古自動車のうち9台について、同誌に「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示していた。</p> <p>実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
3	一般社団法人美容整体協会に対する件 (25.4.23)	<p>一般社団法人美容整体協会は、「小顔矯正」と称する役務を提供するに当たり、遅くとも平成23年10月頃以降、自らが運営するウェブサイトにおいて、例えば、「小顔矯正」、「即効性と持続性に優れた施術です。」、「小顔矯正施術は骨に働きかけて、ほうごう線を詰めるだけでなく、主にえらの骨や頬骨に優しく力を加え内側に入れていきます。いくらダイエットをしても骨格が変わらなければ小顔にも限界があります。その限界をなくして理想の輪郭を手に入れることができます。」等と記載にすることにより、あたかも、対象役務を受けることで頭蓋骨の縫合線が詰まるとともに、頬骨等の位置が矯正されることによって、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかに示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同協会に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同協会から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p>	第4条 第1項 第1号 (第4条 第2項 適用)

No	事件名	事件概要	違反法条
4	KDDI株式会社に対する件 (25.5.21)	<p>KDDI株式会社は、「au 4G LTE」と称する移動体通信サービスを提供するに当たり、以下のように表示していた。</p> <p>① 平成24年9月14日から同年11月30日までの間、自社ウェブサイト内の「iPhone 5」と称するスマートフォン（以下「iPhone 5」という。）紹介ページに掲載の「LTE auの超高速ネットワーク au 4G LTE」と記載があるバナー等をクリックすることにより表示される「au 4G LTE」と題するページにおいて、「受信時最大75Mbps、送信時最大25Mbpsの光ファイバーなみのスピードで快適データ通信!!」、「サービス開始時より全国主要都市をカバー。2012年度末には実人口カバー率約96%に一気にエリア拡大。広いエリアで使える。」及び「4G LTEエリアは政令指定都市を中心に全国主要都市部をカバー。一気にエリア拡大しています。」と記載することにより、あたかも、iPhone 5を含む対象役務に対応する機種を使用した場合、対象役務の提供開始時から政令指定都市等の都市部において、受信時の最大通信速度が75Mbpsとなる対象役務（以下「75Mbpsサービス」という。）を利用でき、また、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサービスを利用できるようになるかのように示す表示</p> <p>② 平成24年11月1日頃から同年12月31日頃までの間、カタログにおいて、「4G LTE (iPhone 5含む) 対応機種なら 4G LTE」、「受信最大75Mbpsの超高速ネットワークを実人口カバー率96%＊に急速拡大。（2013年3月末予定）」及び「＊：『実人口カバー率』とは、全国を500m四方に区分けしたメッシュのうち、当社サービスエリアに該当するメッシュに含まれる人口の総人口に対する割合です。」と記載することにより、あたかも、iPhone 5を含む対象役務に対応する機種を使用した場合、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサービスを利用できるようになるかのように示す表示</p> <p>実際には、「au 4G LTE」と称する移動体通信サービスの提供を開始した時点において、iPhone 5を使用した場合に75Mbpsサービスを利用できる地域は極めて限られていた。</p> <p>また、前記①の表示をした時点において、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサービスを提供する計画があったのは、Android搭載スマートフォンが送受信できる対象役務に係る電波の周波数帯域に限られており、iPhone 5が送受信できる対象役務に係る電波の周波数帯域については、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサー</p>	第4条 第1項 第1号

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
		<p>ビスを提供する計画はなかった。このため、平成25年3月末日時点において、iPhone 5を使用した場合に75Mbpsサービスを利用できる地域は、実人口カバー率14パーセントの地域であった。</p>	
5	<p>医療法人社団太作会に対する件 (25.5.29)</p>	<p>医療法人社団太作会は、歯列矯正に係る役務を提供するに当たり、平成24年7月1日から平成25年2月14日までの間、自らが運営するウェブサイトにおいて、「9才以下の矯正20万円でお受けします！（特殊な症例は除きます）」、「初診料3,000円、検査診断料30,000円、管理料がかかります。」、「管理料は毎月3,000円～5,000円です。」及び「今回、早い時期の9才迄のお子様に関り、20万円でお受け致します。」と記載することにより、あたかも、9歳以下の患者については、矯正治療に係る料金、初診料及び検査診断料として記載された合計233,000円の料金並びに管理料として記載された料金を支払うだけで対象役務の提供を受けることができるかのように表示していた。</p> <p>実際には、9歳以下の患者が対象役務の提供を受けるためには、矯正治療に係る料金、初診料及び検査診断料として記載された合計233,000円の料金並びに管理料として記載された料金及び当該料金の消費税相当額のほか、当該合計233,000円の料金の消費税相当額及び「保定装置」と称する矯正器具に係る料金として32,650円の料金を負担することが必要となるものであった。</p>	<p>第4条 第1項 第2号</p>
6	<p>株式会社グランドホテル樋口軒に対する件 (25.6.4)</p>	<p>株式会社グランドホテル樋口軒は、「グランドホテル樋口軒」と称する旅館（以下「樋口軒」という。）において供給する宿泊及び浴場利用役務を提供するに当たり、樋口軒に設置した浴場の浴槽における温水について、例えば、</p> <p>① 平成20年6月頃から平成24年9月頃までの間、樋口軒のウェブサイトにおいて「船小屋温泉の炭酸泉はポカポカと体の芯から温めてくれる温泉です。」と</p> <p>② 平成17年9月頃から平成25年3月頃までの間、「楽天トラベル」と称する旅行情報ウェブサイトにおいて「泉質 単純炭酸泉」、「船小屋の炭酸泉は神経痛、リウマチ、心臓病に効果のある温泉です。」と</p> <p>③ 平成18年12月頃から平成25年3月頃までの間、樋口軒の案内パンフレットにおいて、「船小屋温泉ならではの天然炭酸水は浴用して、または飲用して効果のある温泉です。」と</p> <p>記載するなど、あたかも、樋口軒に設置した浴場の浴槽における温水が、炭酸を含む療養泉であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、樋口軒に設置された浴場の浴槽における温水は、鉱泉分析法指針（平成14年環境省自然環境局）に定められた療養泉ではなかった。</p>	<p>第4条 第1項 第1号</p>

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
7	有限会社まむし温泉に対する件 (25.6.4)	<p>有限会社まむし温泉は、「筑前の湯 神水 まむし温泉」と称する公衆浴場（以下「まむし浴場施設」という。）において供給する浴場利用役務を提供するに当たり、まむし浴場施設に設置した浴槽における温水について、例えば、</p> <p>① 平成20年6月頃以降、まむし浴場施設のウェブサイトにおいて、「まむし温泉」、「温泉の効能 ①湯出量：1分あたり300リットル ②源泉かけ流し（一部循環） ③良質・効能 解毒作用、デトックス作用」と</p> <p>② 平成22年10月頃以降、まむし浴場施設のチラシ広告において、また、平成10年4月25日以降、まむし浴場施設等に設置した看板及びのぼりにおいて、「まむし温泉」と</p> <p>記載するなど、あたかも、まむし浴場施設に設置した浴槽における温水が温泉であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、有限会社まむし温泉は、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けておらず、まむし浴場施設に設置された浴槽における温水は、同法第2条第1項に規定する温泉ではなく、井戸水を加温したものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
8	株式会社アクセルクリエイションに対する件 (25.6.27)	<p>株式会社アクセルクリエイションは、「浅漬け名人『菜漬器』（さいしき）」と称する漬物容器（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、</p> <p>① 平成23年12月18日から平成25年3月13日までの間、「まるごと得だね市！」と称するテレビショッピング番組において、例えば、平成24年2月1日に株式会社BS-TBSが提供するテレビジョン放送において放送したまるごと得だね市にあっては、「この浅漬け名人は、普通のほうろろ容器と比べた場合、乳酸菌が1時間でなんと6倍以上にもなるんです。その乳酸菌がですね、増殖することによって野菜が発酵熟成を進めまして、早く漬物ができるので、熟成していますから塩は味付け程度でいいんです。」「素材にタウマリン鉱石を使うことで、一般的なほうろろ容器に比べ、植物性乳酸菌が1時間でなんと6倍以上に。だから早く漬かり、塩も味付けのみ。減塩でヘルシーな漬物が味わえます。」等の音声を放送するとともに、「植物性乳酸菌が1時間で6倍以上！（一般的なホーロー容器との比較 カルピス株式会社・腸内フローララボラトリー調べ）」との映像を放送することにより</p> <p>② 平成19年2月頃から平成25年2月末までの間、自社ウェブサイトにおいて、「タウマリン鉱石が、遠赤外線（育成光線領域）を放出するので、自然発酵のスピードが早く、30分～1時間ほどで漬けられる（野菜の種類や季節によります）ので、漬けた野菜の風味も逃しません。」等と記載することにより</p> <p>③ 平成23年6月頃に配布した「まるごと得だね市 買って納得！使って納得！<ズバリ！暮らしの名品特集> No. 3」と題するカタログにおいて、「ところがこの菜漬</p>	第4条 第1項 第1号 (第4条 第2項 適用)

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
		<p>器『浅漬け名人』は、主原料であるタウマリン鉱石から遠赤外線を放出しているため、野菜の発酵熟成に必要な乳酸菌もホーロー容器に比べ、1時間に約6倍以上も増殖させます。その6倍以上もの乳酸菌が野菜の自然発酵を促進し、早く漬けあがるのです。」等と記載するとともに、「植物性乳酸菌増殖比較検査結果」（検出同定菌株：Lactobacillus alimentarius カルピス株式会社 腸内フローララボラトリー調べ）と題する図を掲載することにより</p> <p>あたかも、本件商品を使用することにより、本件商品の原料であるとする「タウマリン鉱石」が放出する遠赤外線によって乳酸菌が短時間で著しく増殖し、これにより発酵が促進され、漬物が1時間で出来上がるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p>	